



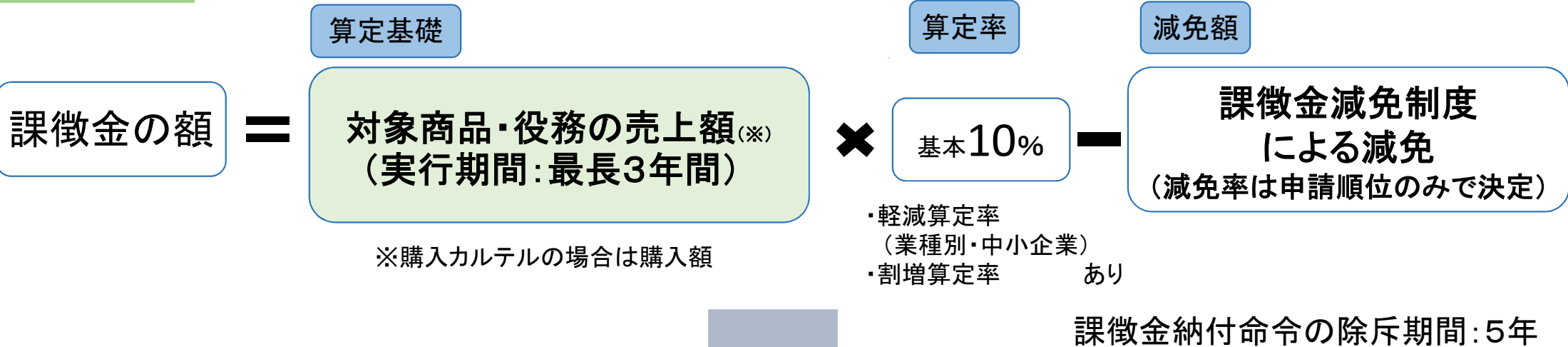
公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 令和元年独占禁止法改正による 新制度について (課徴金制度改革編)

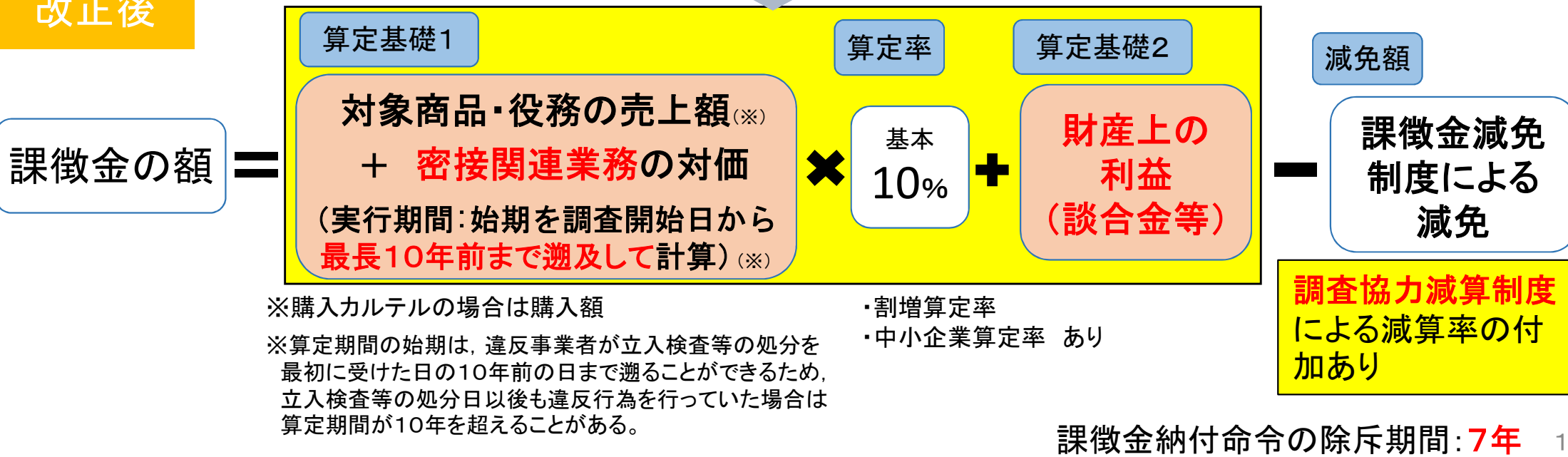
公正取引委員会

# 改正前後の課徴金制度の比較(不当な取引制限)

## 改正前



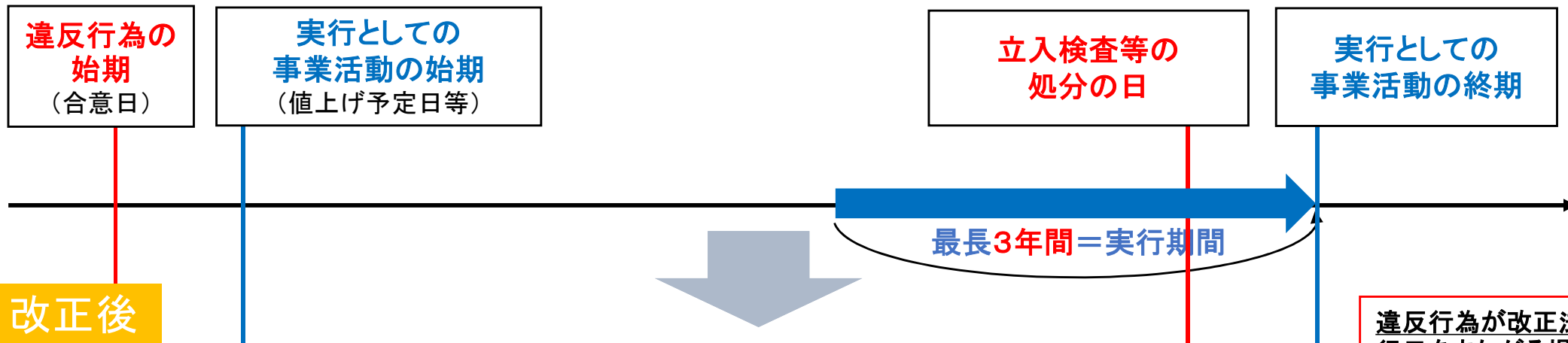
## 改正後



# 算定期間の延長と推計規定の整備

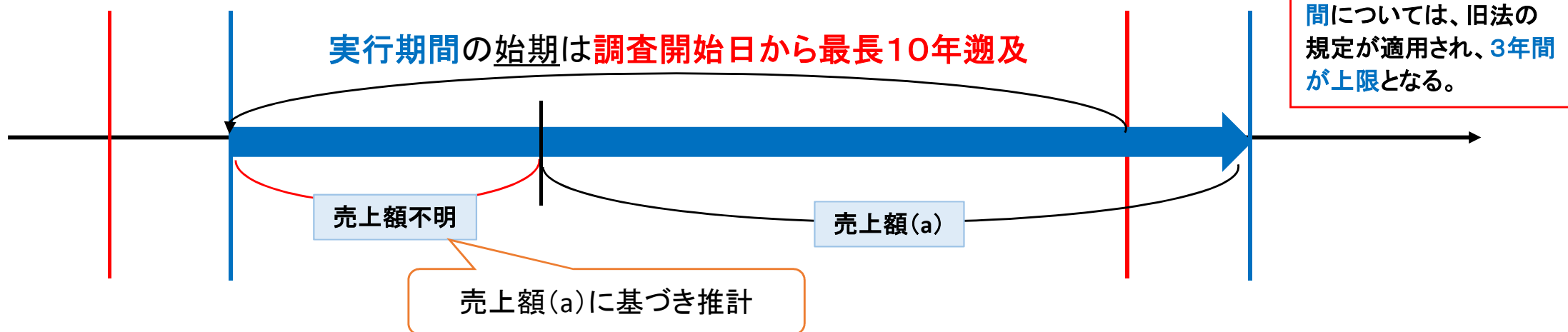
## 改正前

○実行期間: 最長3年(「実行としての事業活動」の終了日から最長3年前まで遡及)



## 改正後

○実行期間: 始期を調査開始日から最長10年前まで遡及して計算



※ 事業者が課徴金の計算の基礎となるべき事実の報告等を行わないために売上額が不明な期間が生じる場合

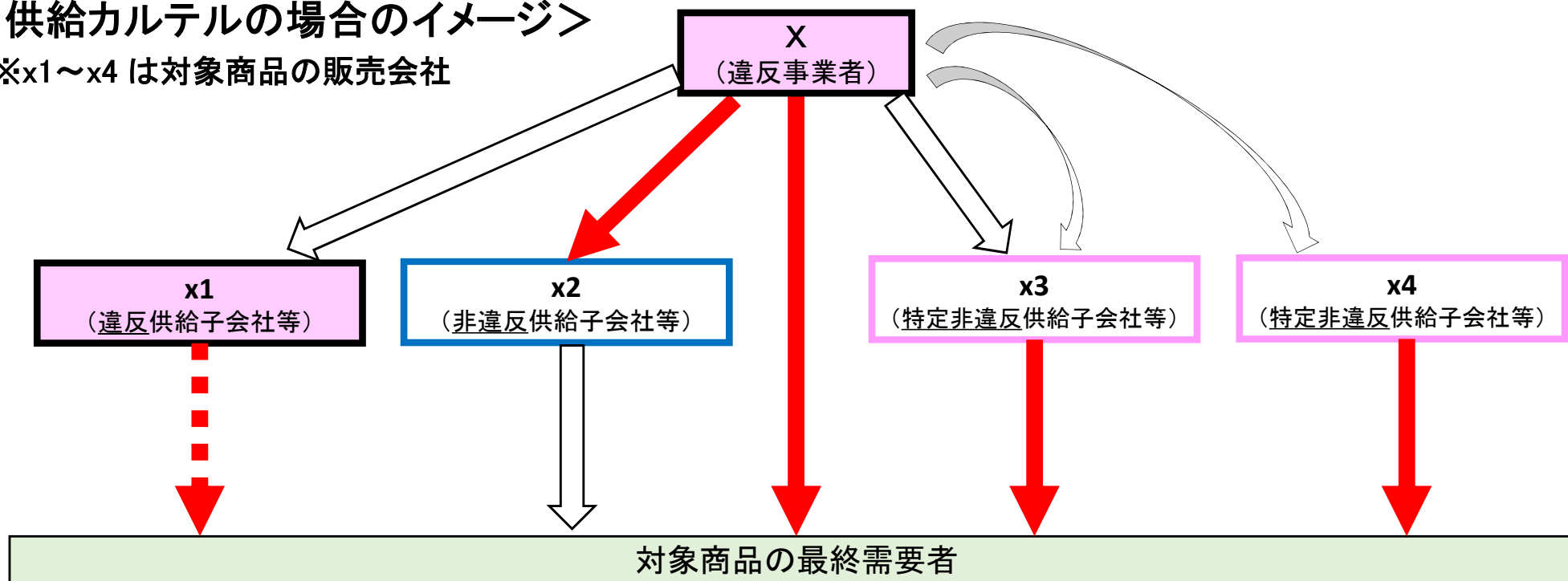
- 違反事業者の実行期間(把握できた期間)における売上額の日割平均額に推計対象期間(把握できない期間の日数)を乗じる方法で把握できない期間の売上額を推計

# 算定基礎の追加①(グループ企業(完全子会社等)の売上額等)

- 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額(購入額)を算定基礎に算入

## ＜供給カルテルの場合のイメージ＞

※x1～x4 は対象商品の販売会社



(注1) **→** :違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引

(注2) **---▶** :違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

(注3) **⇨** :課徴金の算定基礎とならない取引

(注4) **↪** :対象商品の供給に係る指示又は情報

### (注)「違反事業者」

⇒ 違反行為をした事業者

### 「特定非違反供給子会社等」

⇒ 違反事業者の完全子会社等であって対象商品(役務)を供給しているもので、自らは違反行為をしていないが、当該違反事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき対象商品(役務)を供給したもの

# 算定基礎の追加②(密接関連業務の対価)

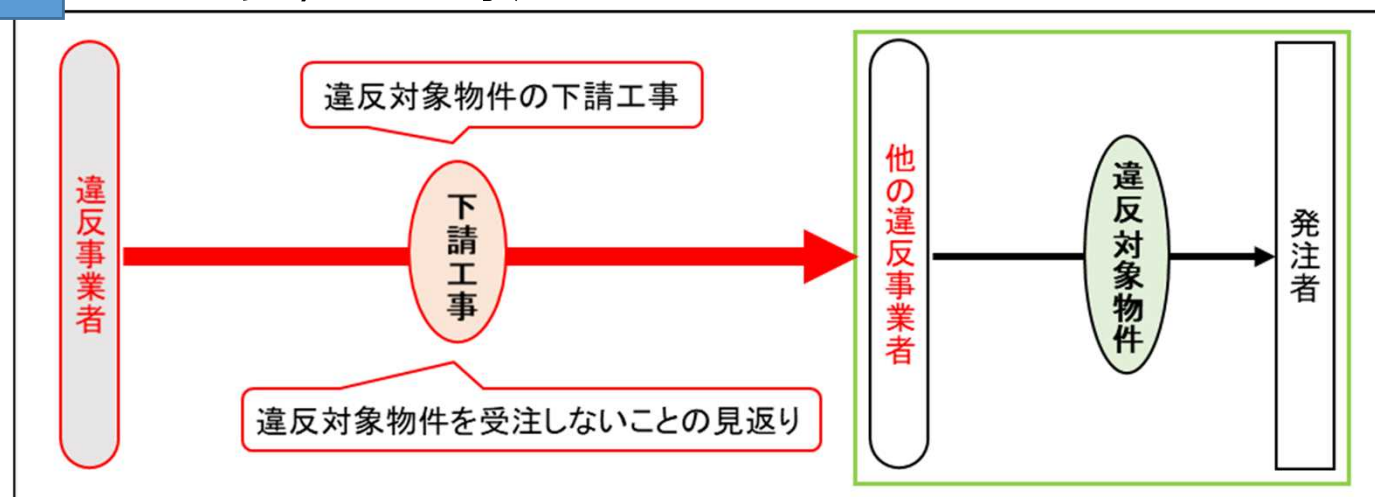
## ➤ 密接関連業務の対価を算定基礎に算入

(対象)商品又は役務の全部又は一部の製造, 販売, 管理その他の当該商品・役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて, 当該事業者及びその完全子会社等(当該違反行為をしていないものに限る。...)が行ったものの対価の額に相当する額

## ○不当な取引制限 (入札談合・カルテル)

- ・密接関連業務: 違反行為の対象となった商品又は役務を供給しないことを条件として行う, 当該違反行為に係る商品又は役務の供給に必要な業務(製造, 販売, 加工等)

例



違反事業者が, 他の違反事業者に違反対象物件の受注を譲ることの見返りとして, 当該物件の下請工事を行う業務

## ○支配型私的独占

- ・密接関連業務: 違反行為の対象となった商品又は役務を受ける者(需要者)に対して行う, その供給を受けるために必要な情報の提供, 事務の管理等の業務

例

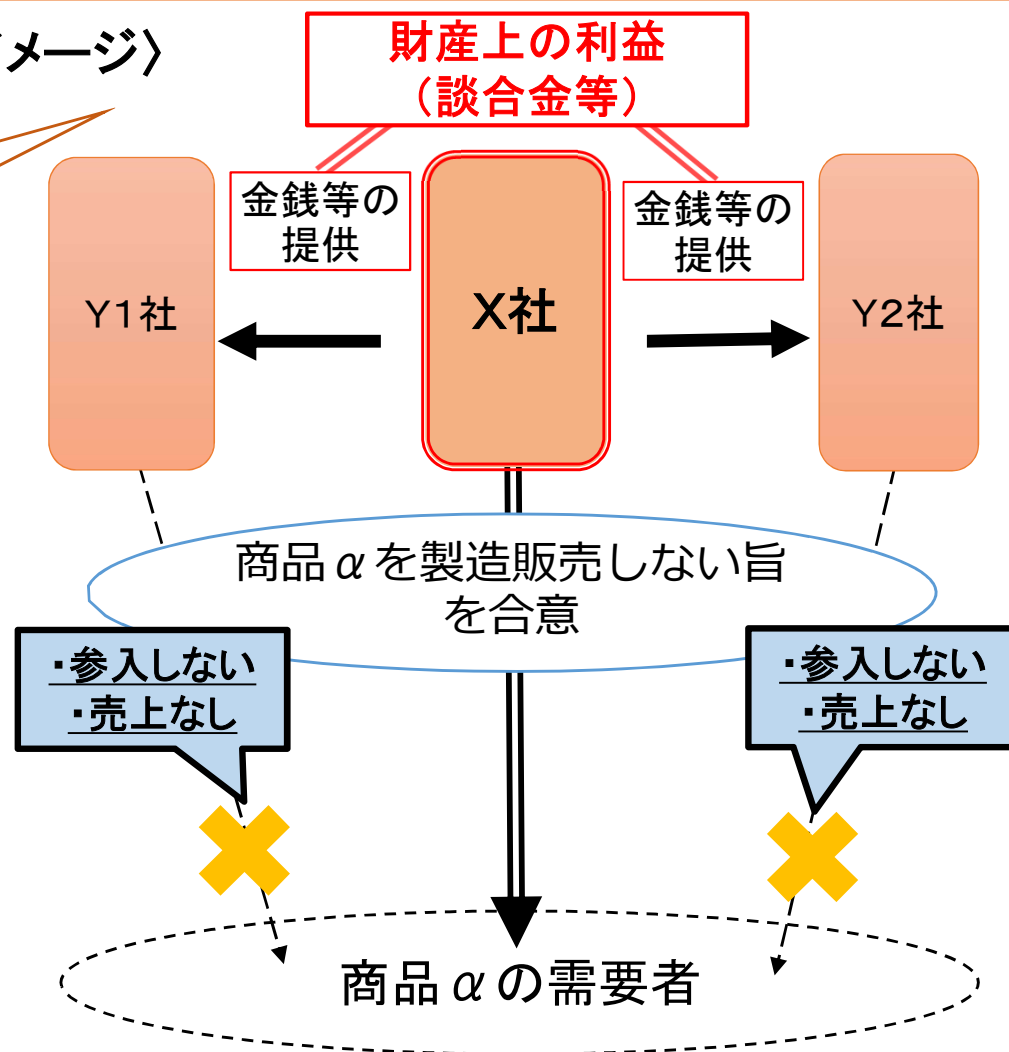
施設工事の入札における受注予定者の決定, 入札価格の決定等を行っていた事業者が, 発注者から委託を受けていた当該工事に係る施主代行業務(入札執行の補助等)

# 算定基礎の追加③(談合金等)

## ➤ 談合金等を算定基礎に算入

(対象)商品又は役務を他の者・・・に供給しないこと又は他の者から・・・供給を受けないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかなを問わず当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額

〈数量カルテルの場合のイメージ〉



売上額以外から生じる財産上の利益(談合金等)も課徴金の算定基礎に加え、当該額の100%を課徴金額とする。

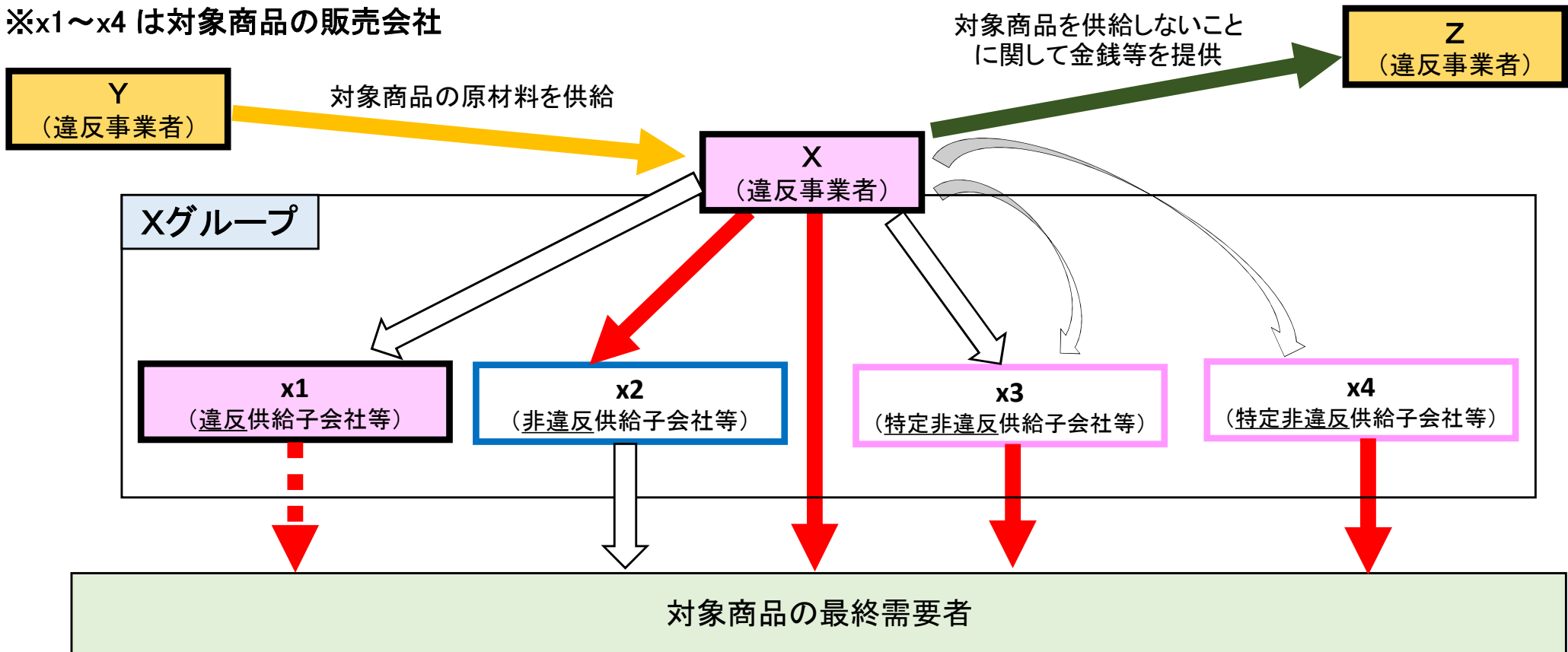
# 算定基礎の追加(まとめ)

## ➤ 今回の改正により、次の3つが算定基礎に追加

- ① 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額(購入額)
- ② 密接関連業務の対価
- ③ 談合金等相当額

## <供給カルテルの場合のイメージ>

※x1~x4 は対象商品の販売会社



(注1) **→**: 違反事業者Xに対する課徴金の算定基礎となる取引

(注2) **→**: 違反事業者Xではなく違反供給子会社等x1に対する課徴金の算定基礎となる取引

(注3) **⇨**: 課徴金の算定基礎とならない取引

(注4) **↪**: 対象商品の供給に係る指示又は情報

(注5) **→**: 違反事業者Yに対する課徴金の算定基礎となる取引(密接関連業務)

(注6) **→**: 違反事業者Zの課徴金の算定基礎となる金銭等(談合金等)

※Xの最終需要者に対象商品を提供しないことが条件

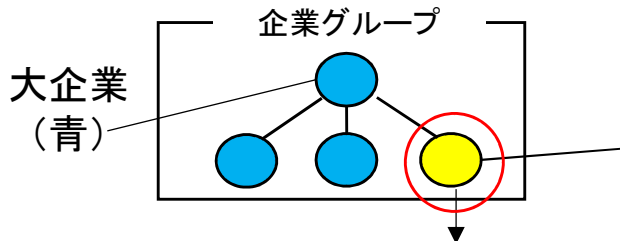


# 算定率の見直し

- 業種別算定率・早期離脱に対する軽減算定率 → 廃止
- 中小企業算定率 → 適用範囲を実質的な中小企業に限定

改正前

	製造業等	卸売業	小売業
基本	10%	2%	3%
中小	4%	1%	1.2%

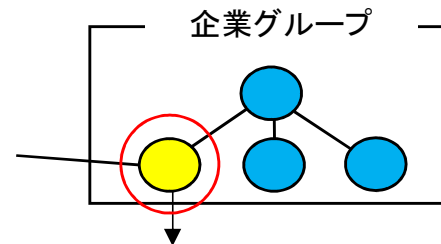


大企業グループに属する中小企業にも中小企業算定率が適用される

違反行為を行った  
中小企業(黄)

改正後

	全業種
基本	10%
中小	4%



同一企業グループに大企業が1社でもいる場合は、**中小企業算定率は適用されない**

業種別算定率  
業種別の算定率を廃止

中小企業算定率  
同一企業グループ内の全ての事業者が中小企業である場合に限って、中小企業算定率を適用

## ➤ 繰り返し違反に対する割増算定率の適用対象を整理

- 調査開始日から遡り10年以内に完全子会社が納付命令等を受けたことがある事業者による繰り返し違反、納付命令等を受けたことがある事業者と合併した事業者又は納付命令等を受けたことがある事業者から当該納付命令等の対象事業を承継した事業者による繰り返し違反の場合も割増算定率(15%)を適用
- 一回目違反行為 $\alpha$ についての納付命令等の時点で二回目違反行為 $\beta$ を終了していた場合は除外

## ➤ 主導的役割に対する割増算定率の適用対象を拡大

- ・違反行為等にかかる資料の隠蔽・偽装行為 又は  
・課徴金減免制度における事実の報告・資料提出若しくは調査協力減算制度における協議の申出を行わないことを他の事業者に要求等し、違反行為を容易にすべき重要なものをした者も割増算定率(15%)を適用